

序章 立地適正化計画について

1. 計画策定の背景と目的

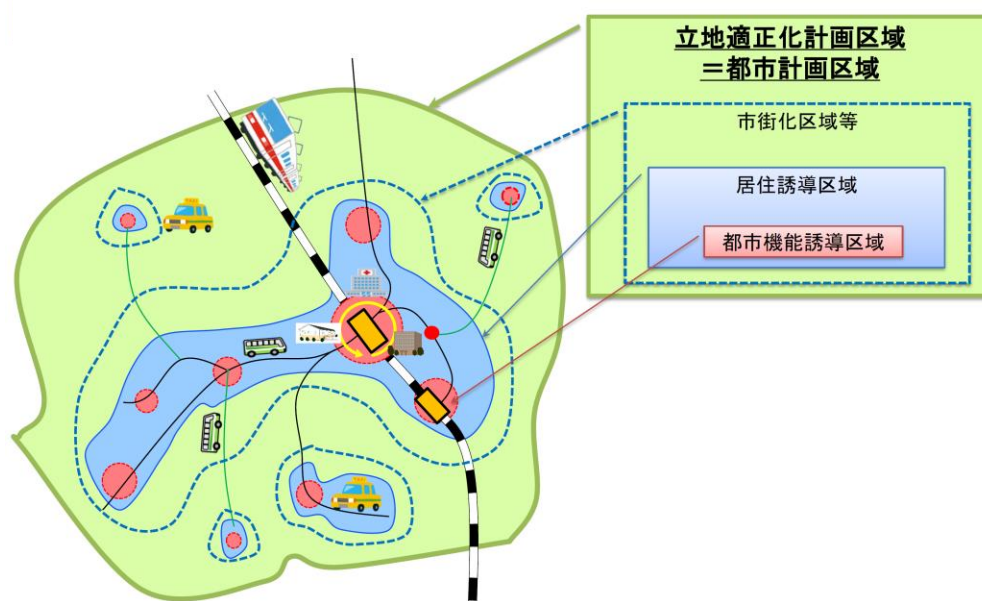
全国的に人口減少・少子高齢化が本格化する中、市民が健康で快適に暮らせ、かつ持続可能な都市経営を行うために、平成 26 年に「都市再生特別措置法」が改正され、「立地適正化計画」が制度化された。

立地適正化計画は、コンパクトなまちづくりを促進していくため、居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、居住機能や医療・福祉、商業などの都市機能の適切な誘導と公共交通のネットワーク形成や充実等に関する包括的な計画である。

本市は、人口集中地区（DID）の市街化区域に占める面積割合が約 7 割（工業系用途地域を除く）を占め、大部分の市街地は人口密度が高く、松阪駅、伊勢中川駅周辺を中心にコンパクトな市街地が形成されている。また、地域の特性を生かした良好な住宅地が形成され、JR、近鉄の鉄道路線が通るなど公共交通の利便性は高くなっている。

しかしながら、医療施設、福祉施設、保育園、商業施設の徒歩圏人口カバー率が特に低い状況にあり、今後人口減少が加速化すると、コンパクトな都市構造の維持をはじめ、利用者の減少による生活サービス施設や公共交通サービスの縮小につながるおそれがある。

このため、立地適正化計画を策定することにより、今後の人口減少下において、人口密度や市民生活に必要な生活サービス機能を維持するとともに、「松阪市地域公共交通網形成計画」に基づき、地域の実情に応じたより効率的で効果的な地域公共交通ネットワークの形成を図り、誰もが暮らしやすい都市の魅力を高めていき、持続可能な都市経営をめざす。

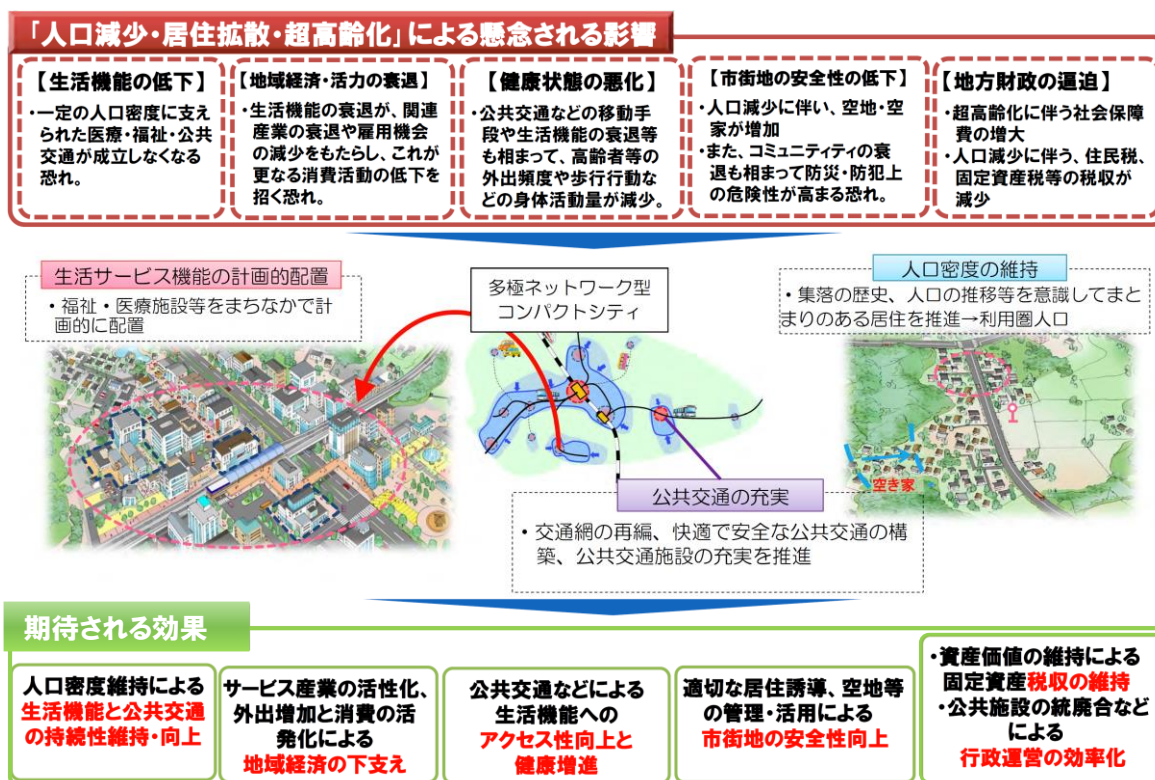


立地適正化計画制度のイメージ図

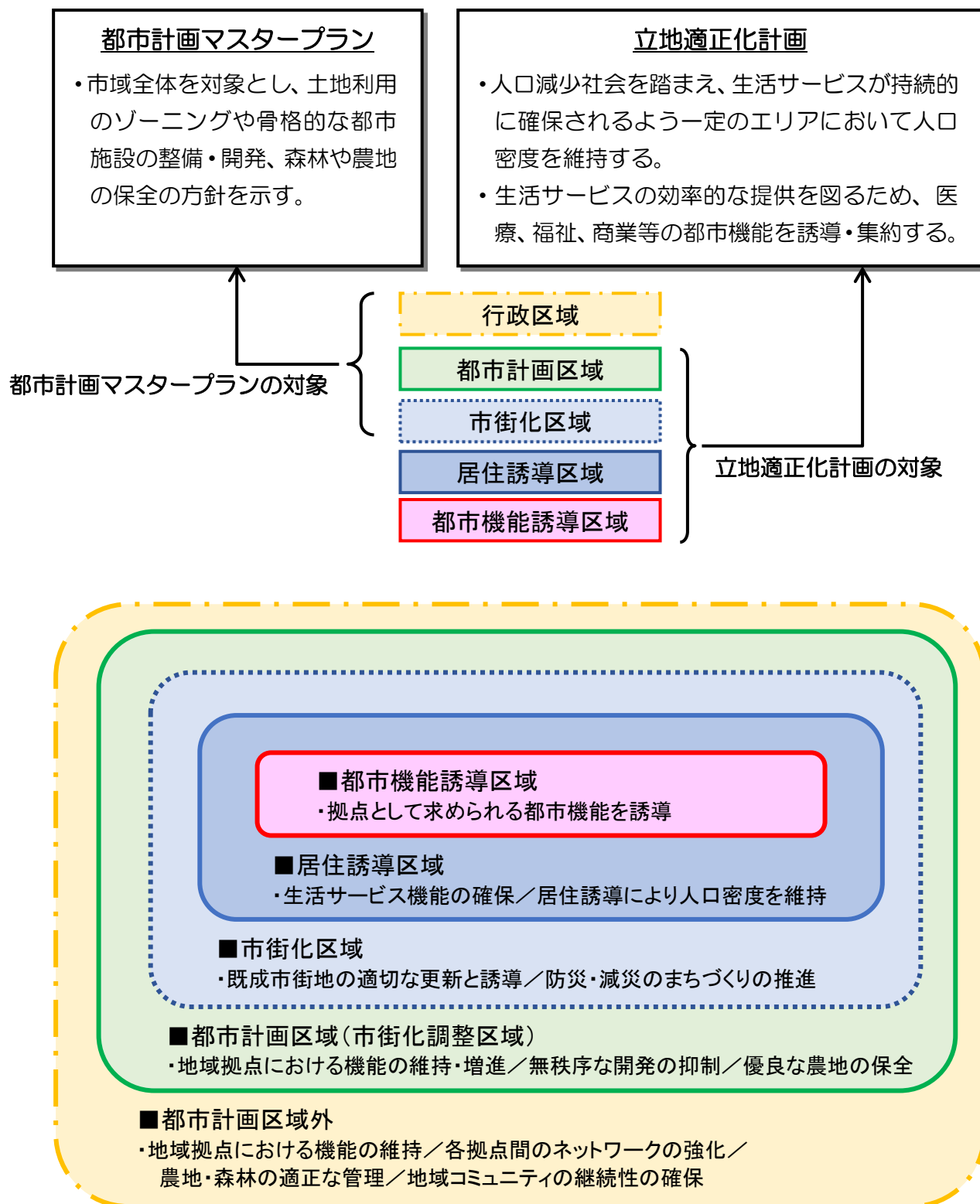
2. 立地適正化計画制度の概要

- ・地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少、少子高齢化の進行が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題となっている。
- ・そのため、都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることにより、コンパクトなまちづくりを推進することが必要となっている。
- ・これらの課題に対応するため、都市再生特別措置法が平成 26 年 8 月に改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度が創設された。
- ・立地適正化計画は、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、公共交通のネットワーク形成とあわせて、居住機能や医療、商業等のさまざまな都市機能を誘導することにより、持続可能な都市の実現を図る計画である。

- 都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成（市町村都市マスタープランの「高度化版」）
- 民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）



3. 松阪市都市計画マスタープランとの関係



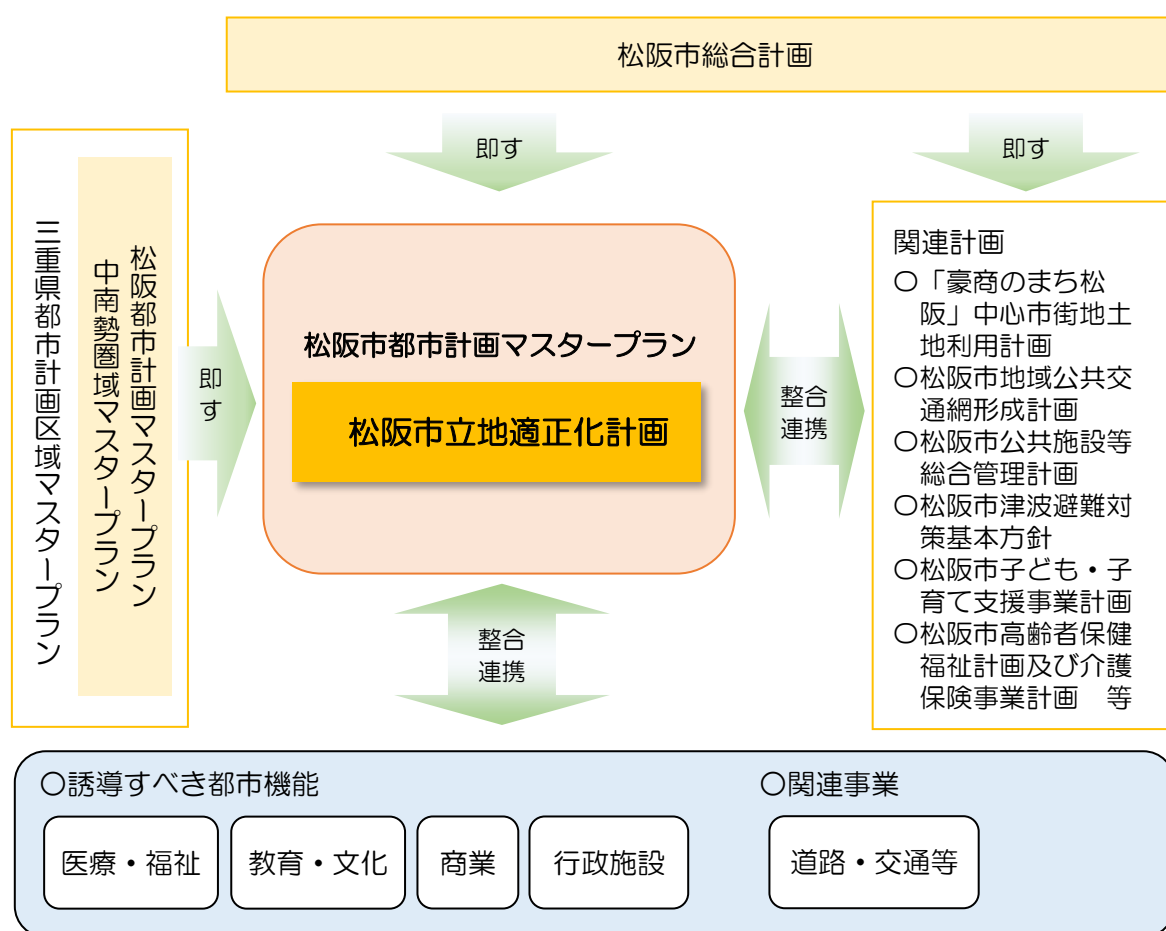
4. 松阪市立地適正化計画の内容

(1) 計画の位置づけ

本計画は、都市計画におけるコンパクト＋ネットワークの実現に向けた取組を策定するもので、都市計画法に基づく松阪市都市計画マスタープランの一部と見なされる。

人口減少等の社会情勢の変化に対応した、持続可能な都市経営を可能とするため、居住の誘導や都市機能（医療・福祉、商業等）の誘導、公共交通の充実に係る施策等を定める計画である。

それら施策を実施することで、居住を誘導する区域の魅力が向上し、都市機能を誘導する区域における地域経済の活性化、地域公共交通の継続が期待され、市民が快適に住み続けることができる持続可能なまちの形成を図る。



立地適正化計画の位置づけ

(2) 計画対象区域と目標年次

- ・本計画は都市計画区域を対象とする。（都市再生特別措置法第81条第1項）
- ・目標年次は、概ね20年後の将来を見据え、2035（平成47）年とする。